

新発田東地域包括支援センター介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人御幸会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）が行う介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の専門職員は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において自立した日常生活を営むために必要な保険・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画に基づく介護予防支援サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連携及び連絡調整に努めるものとする。

2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3. 事業の実施に当たっては、保険者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 新発田東地域包括支援センター
- (2) 所在地 新発田市菅谷 3345 番地 1

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する管理者 1 名。
- (2) 新発田市地域包括支援センター人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 27 年 3 月 12 日)第 3 号第 4 条で規定する配置基準 4 人。新発田市地域包括支援センター運営事業業務委託契約より認知症地域支援推進員 1 人。総合事業業務増加に対する体制強化等のために、職員 1 人。
*職員とは、3 職種（主任介護支援専門員、保健師または看護師、社会福祉士等）を指す。
- (3) 必要な事務を行う事務職員 1 人。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間は、8 時 30 分～17 時 30 分までとする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」 第 4 章第 29 条—第 31 条の定めに基づき行うものとし、利用者の相談は事業所内の相談室又は利用者宅等で受けるものとする。

2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる費用は厚生労働大臣が告示で定める料金、介護予防ケアマネジメント事業実施要綱で定める料金であり、これらが改定された場合や特例的な措置があった場合は、自動的に改定される。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、新発田市の川東中学校区、七葉中学校区、二葉小学校区、東中学校区（五十公野）の区域とする。

(虐待防止のための措置)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において職員に対し、虐待の防止のための研修等を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定 非常災害等)

第 10 条 非常災害発生の際に、早期の業務再開と事業を継続的に実施するための体制を整えるため次の措置を講ずる。

- (1) 業務継続計画の策定をする。
- (2) 職員に対する業務継続計画の研修を定期的（年 1 回以上）実施する。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更をする。

(業務継続計画の策定 衛生管理等)

第 11 条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じる。

- (1) 感染症対策を検討する委員会を設置し開催する。
- (2) 感染症対策の指針を整備する。
- (3) 職員に対する定期的な研修及び訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業実施にあたり、その社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持は、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

第 11 条 第三者委員の評価なし

第 12 条 サービスに関する苦情・事故・損害については、次の窓口で対応する。

窓口設置場所	新発田東地域包括支援センター 事務室
苦情等受付担当者	竹内 康裕（主任介護支援専門員）
苦情等解決責任者	竹内 雅之（管理者）
連絡先	0254-31-2001
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（土日・祝日等を除く）

苦情・事故・損害の処理手順

ア) サービスを受けた利用者や家族から具体的な苦情等の内容を聞き取る。

なお、苦情等を受ける際、把握している範囲でサービスの種類、提供年月日及び時間、担当した職員の氏名等を聞き取りしうえて対応する。

イ) 事業者内において、苦情等受付担当者を中心とした苦情等処理のための会議（問題点の整理・洗い出し及び今後の改善策）を開催する。

ウ) 苦情等受付担当者が直接利用者に対して口頭で事情説明を行う。なお、文書による回答を求められた時は、口頭説明に合わせて文書を提出する。また、ア～ウの一連の概要苦情等記録票に記載する。

エ) 事業実施マニュアルの改善・見直しを行い、再発防止に努める。

附則

1. この規程は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は令和 6 年 3 月 31 日から施行する。
4. この規程は令和 6 年 9 月 11 日から施行する。